

平成20年度一般廃棄物処理実施計画

市川市告示第141号

平成 20 年度 一般廃棄物処理実施計画について

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第13号）第20条の規定に基づき、平成20年度一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理実施計画）を次のとおり定め告示する。

平成 20 年 4 月 1 日

市川市長 千葉 光 行

．ごみ処理実施計画

1．本実施計画の位置付け

本実施計画は平成 14 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）に基づき、市内から発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な平成 20 年度の市民参加・情報公開、発生抑制・排出抑制、収集運搬、循環的利用、適正処分等の各事業について定めるものです。

2．計画区域

市川市全域

3. 一般廃棄物の種類及び排出量の見込み

単位：トン／年

	区 分		主 な 種 類	年間排出量 (1)	単位：トン／年	
					家庭系一般 廃棄物	事業系一般 廃棄物
1	燃やすごみ		調理くず、紙くず、容器包装 以外のプラスチック類 など	132,680	91,480	41,200
2	燃やさないごみ		金属類、ガラス類、陶磁器類 など	6,660	5,630	1,030
3	大型ごみ		寝具、家具、自転車、じゅうたん など	3,630	3,140	490
4	有害ごみ		乾電池、蛍光管、水銀体温計	50	50	0
5	(資 源 物)	ビン	飲料、調味料等の空きビン	3,420	3,380	40
6		カン	飲料、缶詰等の空きカン	1,820	1,800	20
7		新聞	新聞紙、折り込みチラシ	3,220	3,220	0
8		雑誌	週刊誌、単行本、書籍など	4,990	4,990	0
9		ダンボール	ダンボール	3,110	3,110	0
10		紙パック	牛乳・ジュースの紙パック (中が銀色のものは除く)	130	130	0
11		布類	古着、タオル など	630	630	0
12		プラスチック製容器包装類	ペットボトル、プラスチックボ トル類、ポリ袋 など	7,050	7,050	0
集 団 資 源 回 収 物				7,086	7,086	0
合 計				174,476	131,696	42,780
小 動 物 死 体				4,500 体		

1 この表における年間排出量の見込みは、次のものとなります。

- ・市が収集運搬主体となり、収集運搬する家庭系一般廃棄物
- ・市川市クリーンセンターに排出者が自ら直接搬入する家庭系・事業系一般廃棄物
- ・一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬し、市川市クリーンセンターに搬入する事業系一般廃棄物
- ・自治(町)会・子供会・PTA等による集団資源回収物

4. 収集運搬プラン

(1) 家庭系一般廃棄物の指定袋制

市民のごみ処理に対する意識啓発を図ることにより、分別の精度を高め、収集の効率化、環境美化及び作業の安全性を促進するために、燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック製容器包装類の排出には指定袋制を継続します。

(2) 収集運搬する一般廃棄物の区分および排出方法等

		区分	排出方法	収集回数	収集運搬主体	収集量/年 (トン)
家庭系一般廃棄物	ごみ置き場(集積所)収集他	燃やすごみ	市川市の指定袋に入れ、指定曜日の午前8時までに ごみ置き場(集積所)へ搬出	週 3 回	市(直営)	570
					市(委託)	89,770
					直接搬入	1,140
		燃やさないごみ	市川市の指定袋に入れ、指定曜日の午前8時までに ごみ置き場(集積所)へ搬出	週 1 回	市(直営)	800
					市(委託)	4,520
					直接搬入	310
	資源物	大型ごみ: 有料収集 (1)	電話申込により市の指示に従い、市川市が発行した処理券を貼付して、指定日の午前8時までに 屋外に搬出	戸別収集 (1回に 5点まで)	市(直営)	690
					市(委託)	1,410
					直接搬入	1,040
		有害ごみ (2)	透明の袋に入れ、指定曜日の午前8時までに ごみ置き場(集積所)へ搬出	週 1 回	市(直営)	10
					市(委託)	40
		ビン	市川市の指定袋又は透明若しくは半透明、乳白色のポリ袋に入れ、指定曜日の午前8時までに ごみ置き場(集積所)へ搬出	週 1 回	市(直営)	10
					市(委託)	3,370
		カン	市川市の指定袋又は透明若しくは半透明、乳白色のポリ袋に入れ、指定曜日の午前8時までに ごみ置き場(集積所)へ搬出		市(直営)	10
					市(委託)	1,790
		新聞	ひもで束ね、指定曜日の午前8時までに ごみ置き場(集積所)へ搬出 (折込みチラシの混入可)		市(委託)	3,220

1 市内に親族等がいないため、大型ごみを屋外まで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者・障害者を対象に、大型ごみを屋内から持ち出すサポート収集を実施します。

2 有害ごみ(乾電池・水銀体温計・蛍光管)の収集日は、燃やさないごみの収集日と同一とします。

なお、家庭からごみ集積所に排出されたアスベスト含有家庭用品廃棄物は、燃やさないごみの収集日に燃やさないごみとは分別して収集します。

(収集運搬する一般廃棄物の区分および排出方法等 つづき)

		区分		排出方法		収集回数	収集運搬主体	収集量 / 年 (トン)
家庭系一般廃棄物	ごみ置き場(集積所)収集他	資源物	雑誌	ひもで束ね、指定曜日の午前8時までに ごみ置き場(集積所)へ搬出		週 1 回	市(委託)	4,990
			ダンボール	ひもで束ね、指定曜日の午前8時までに ごみ置き場(集積所)へ搬出			市(委託)	3,110
			紙パック	中を洗って切り開き、よく乾かしてからひもで束ねて、指定曜日の午前8時までに ごみ置き場(集積所)へ搬出			市(委託)	120
			布類	洗濯をして、透明又は半透明の袋に入れて、指定曜日の午前8時までに ごみ置き場(集積所)へ搬出			市(委託)	630
			プラスチック製容器包装類(ペットボトルを含む)	市川市の指定袋に入れ、指定曜日の午前8時までに ごみ置き場(集積所)へ搬出 ペットボトルはプラスチック製容器包装と一緒にの袋に入れて排出		週 1 回	市(委託)	6,990
	小 計							124,540 トン
	拠点回収	資源物	紙パック ペットボトル	公民館等公共施設に直接持参		原則 週 1 回	市(直営)	70
家庭系一般廃棄物 計								124,610トン
事業系一般廃棄物	燃やすごみ		事業者自らの責任において、市川市クリーンセンターに自ら持込み、または市が許可した一般廃棄物収集運搬業者(別表1)に処理を委託		必要の都度	排出者 (直接搬入) または 許可業者	41,200	
	燃やさないごみ						1,030	
	大型ごみ						490	
	資源物						60	
事業系一般廃棄物 計								42,780トン
合 計								167,390 トン
小動物死体			電話申し込みによって市に引取を依頼、または市川市クリーンセンターに自ら持込み		必要の都度	市(直営) または 排出者 (直接持込)	4,500体	

(3) 家庭系一般廃棄物の収集方法等および排出禁止物

収集方法・搬入方法

家庭系一般廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物）は、(2)の収集運搬する一般廃棄物の区分により、市又は市が委託した業者により定期的に収集し、中間処理施設へ搬入します。引越し等一時的に多量に発生するごみは、排出者（市民）が自ら市川市クリーンセンターに搬入するか、市長が許可した既存の一般廃棄物収集運搬業者（別表1）に依頼するものとします。

なお、燃やすごみ・燃やさないごみ・大型ごみを自ら搬入する場合は、排出者（市民）は市川市クリーンセンター受入基準（別表3）に従うものとします。

排出禁止物

市川市クリーンセンターに搬入できない廃棄物（別表3に掲載）である、洗濯機、エアコン等の廃家電類、廃パソコン、爆発・引火・感染等の危険性のあるもの、有害物質を含むもの（市が収集する有害ごみを除く）、著しく悪臭を発するもの等、市川市クリーンセンターにおいて、その処理が著しく困難なもの及び処理施設の機能に支障が生じるおそれのあるものは排出禁止物として、市の指定するごみ置き場（集積所）及び指示する場所には出せません。

排出禁止物の処理

ア．特定家庭用機器再商品化法施行令第1条各号に掲げる機械器具（エアコン・テレビ（ブラウン管式）・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気洗濯機）について、排出者（市民）は小売業者に引き取りを依頼するか、専門業者に収集運搬を依頼し、当該機械器具の製造業者等が適正に再商品化できるようにするものとします。

イ．使用済みパソコンについて、排出者（市民）は資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、回収する当該パソコンのメーカーがある場合は「メーカー」に、回収するメーカーがない場合は「有限責任中間法人パソコン3R推進センター」に回収を依頼し、再資源化するものとします。

ウ．廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の規定に基づき環境大臣が定めた一般廃棄物（「広域認定廃棄物」）であって、法の規定に基づく環境大臣の認定を受けた者による当該廃棄物を処理する制度が確立されていると認められる廃自動二輪車（原動機付き自転車を含む。）について、排出者（市民）は国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」に持ち込んで、そのシステムにより再資源化するものとします。

エ．自動車解体部品（ドア・タイヤ・ホイール・バッテリー等）について、排出者（市民）はガソリンスタンド、カーショップ、タイヤ専門店、解体業者等に処理を相談してそれらの事業者の責任において処分するものとします。

オ．灯油、ガソリン、オイルについて、排出者（市民）はガソリンスタンド等に処理を相談して、それらの事業者の責任において処分するものとします。

カ．消火器について、排出者（市民）は市川市消防設備協同組合、消防署に処理を相談してそれらの事業者の責任において処分するものとします。

キ．ピアノ、耐火金庫（手提げ金庫を除く）、農薬などの薬品について、排出者（市民）は購入店若しくはメーカー等に処理を相談してそれらの事業者の責任において処分するものとします。

ク．プロパンガスボンベ（カセット式ボンベを除く）について、排出者（市民）は千葉県LPガス協会市川支部またはプロパンガス取扱店に処理を相談してそれらの事業者の責任において処分するものとします。

ケ．その他、排出禁止物の処理については、排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、購入した店に引取りを依頼するか等により適正に処理するものとします。

（４）事業系一般廃棄物

適正処理方法

事業系一般廃棄物（産業廃棄物を除く事業活動に伴い生じる廃棄物）は、事業者が自らの責任において次の方法により、適正に処理するものとします。

- ・事業者が自ら運搬し、市の指定する一般廃棄物処理施設へごみ別に搬入する。
- ・市長が許可した既存の一般廃棄物収集運搬許可業者（別表１）に処理を委託する。

ただし、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第24条但し書きの要件を満たす事業者についてはこの限りではありません。

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第24条但し書きの要件

- ・延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されている事務所、店舗等（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）において事業を営んでいること。
- ・前号に規定する事務所、店舗等から排出される一般廃棄物の1日当たりの量が、おおむね5キログラム以下であること。

市川市クリーンセンターへの搬入

事業者が市川市クリーンセンターに自ら搬入する場合は、市川市クリーンセンター受入基準（別表３）に従うものとします。

5. 適正処分プラン

(1) 中間処理

搬入される廃棄物の処理量及び処理方法

処理 (施設)	搬入廃棄物 (1)	処理量/年 (トン)	処理主体	処理方法等
市川市クリーンセンター	焼却処理	燃やすごみ 可燃系大型ごみ 破砕後可燃物	市(直営)	燃やすごみ及び可燃系大型ごみを焼却処理します。破砕後の可燃物は焼却処理します。
	破砕処理	燃やさないごみ 不燃系大型ごみ		燃やさないごみ及び不燃系大型ごみを破砕処理します。
	資源化处理	鉄、アルミ等 (破砕処理後のものを含む)	市(直営)	燃やさないごみ及び不燃系大型ごみを破砕処理し、鉄・アルミ等の金属を回収し、再資源化事業者に引き渡します。
		剪定枝葉	市(委託)	剪定枝葉を破砕処理してチップ化し、堆肥製造業者に引き渡します。
	破砕不適物処理	破砕処理できない大型ごみ等	市(委託)	専門業者が選別して処理します。
	水銀回収処理	有害ごみ	市(委託)	専門業者に委託して処理します。
資源選別、保管、 圧縮梱包処理 (2)	ビン	3,420	市(委託)	専門業者が、ビンは手選別により無色・茶色・その他の色に選別し、カンは磁力選別により鉄とアルミに選別して、再資源化事業者に引き渡します。
	カン	1,820		
	新聞	3,220	市(委託)	収集業者がそれぞれ選別を行い、古紙・布問屋へ搬入します。
	雑誌	4,990		
	ダンボール	3,110		
	紙パック	130		
	布類	630		
	ペットボトル	1,060	市(委託)	専門業者が選別・圧縮梱包を行い、再資源化事業者に引き渡します。
	プラスチック製容器包装	5,990		

1 搬入される廃棄物は市川市内で発生したものに限りします。

2 資源選別、保管、圧縮梱包処理しているもの(プラスチック製容器包装を除く)は、メーカー等に売却し、再商品化します。

(2) 最終処分

処分方法・処分量

処分方法	処分物	処分量/年 (トン)	処理主体	委託先
埋立処分	焼却残渣	18,200	市(委託)	専門業者に埋立処分を委託。
	破碎残渣	2,300	市(委託)	専門業者に埋立処分を委託。
	合計	20,500		

6．循環的利用プラン

（１）循環的利用促進のための資源物の回収方法等

区 分	回収方法	資源物の種類	回収量 (トン)
ごみ置き場 (集積所) 等の回収	排出者の身近にあるごみ置き場(集積所)などで 8 種類の資源物を回収します。	ビン、カン、紙パック、新聞、雑誌、ダンボール、布類、プラスチック製容器包装類(ペットボトルを含む) 紙パック・ペットボトルの拠点回収分を含む。	24,370
処理施設 からの 資源回収	金属回収 市川市クリーンセンターに搬入される燃やさないごみ及び大型ごみ(不燃系)は破砕処理後、金属を回収します。 焼却残渣の資源化 焼却残渣の一部を資源として再利用します。 剪定枝回収 燃やすごみとして搬入される剪定枝は粉砕後、木屑(チップ)として回収します。	金属(鉄、アルミ等) 剪定枝チップ	4,110
集団資源 回収	自治(町)会、子供会、PTA等による集団資源物を回収します。	ビン、カン、新聞、雑誌、ダンボール、布類	7,086
合 計			35,566

（２）生ごみ堆肥化事業(じゅんかん堆肥)

学校給食などの食品残渣(生ごみ)は、資源として循環的に利用していくため、市庁舎食堂や小中学校の公共施設に設置した生ごみ処理装置による処理後の一次生成物と市川市クリーンセンターに搬入される街路樹等を粉砕した木屑(剪定枝チップ)を混合して堆肥化します。

(3) 余熱利用施設整備・運営 P F I 事業

市川市クリーンセンターのごみ焼却によって発生する電気及び余熱を有効利用する温水プール、温浴施設などの健康増進施設を P F I 事業により整備・運営していきます。

この施設は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(P F I 法) に基づく事業として、公共施設の設計・建設・運営などに、民間の資金や技術を活用することで、市の財政負担の縮減及び平準化と市民への質の高いサービスの提供を図っていくものです。

【施設概要】

- 所在地 市川市上妙典1554番地
- 敷地面積 6 , 4 6 1 m²
- 施設規模 4 , 6 1 1 . 9 6 m² (鉄骨造2階建て)
- 発注主 市川市
- 事業主 ベイスパ市川 C C 株式会社
- 運営主体 セントラルスポーツ株式会社
- 事業マネジメント 大和リース株式会社
- 施設内容
 - プールゾーン 25m プール 8 コース、多機能プール、子供プール
 - 風呂ゾーン 各種浴槽、露天風呂、サウナ、温泉設備
 - 休憩ゾーン 大広間、広間3、飲食施設
 - その他 スタジオ、トレーニングルーム、コミュニティスペース等
- 供用開始 平成19年9月

7. 処理施設の概要

(1) 市の処理施設

燃やすごみ等の処理施設

施設名	市川市クリーンセンター
所在地	市川市田尻1003番地
稼働年月	平成6年4月
(焼却処理施設)	
処理形式(焼却炉)	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	600t/24h (200t/24h×3炉)
(破碎処理施設)	
処理形式(破碎機)	衝撃せん断併用回転式(横型)
処理能力	75t/5h
選別種類	4種選別【鉄・アルミ(資源化)、可燃物(焼却処理)、不燃物(最終処分)】

(2) 市内の民間処理施設

市及び他市町村で処理(資源化)が出来ない廃棄物の受入施設

固形燃料(RPF)への資源化施設

施設名	(株)市川環境エンジニアリング 行徳工場
所在地	加藤新田 212 番地
取扱廃棄物	可燃ごみ・資源ごみ
内 容	中間処理(破碎・選別・造粒)
処理予定量	18,000t/年
搬入元	船橋市、成田市、四街道市、御宿町等

廃家電リサイクル施設

施設名	(株)ハイパーサイクルシステムズ
所在地	東浜1丁目2番地4
取扱廃棄物	廃家電製品
内 容	中間処理(破碎)
処理予定量	36,300t/年
搬入元	藤沢市、町田市、国立市、昭島市等

食品残渣リサイクル施設

施 設 名	(株)農業技術マーケティング
所 在 地	本行徳 2 5 5 4 番 6 3
取扱廃棄物	食品残渣
内 容	中間処理（破碎・減圧乾燥）
処理予定量	4,000 t / 年
搬入元	我孫子市、浦安市、江東区、江戸川区等

8 . 発生抑制・排出抑制プラン

(1) 家庭系一般廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業のあらまし
マイバッグ運動	消費者・事業者・行政の代表で構成する「マイバッグ運動推進会」が主体となって、この事業継続・拡大を図ってきた結果、この運動が広く市民に浸透しています。平成20年度は、消費者中心の運動から事業者中心の運動に切り替えて、市と市内に所在するスーパー及びコンビニエンスストア等と「（仮称）レジ袋に削減に関する協定」の締結に向けた取り組みを推進します。
ごみ減量化・資源化協力店制度	ごみ減量化・資源化協力店に対するマイバッグ運動の啓発など様々な機会でのPRを行い、商品の簡易包装等を促進させると共に、使い捨て製品の取扱自粛、ビン・カン・紙パック等の資源物の回収などにより、家庭から排出されるごみの減量に取り組む販売店を拡大します。 また、市民に対してもこうしたごみ減量化・資源化協力店に積極的に協力するようPRしていきます。
電気式生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器)の普及	家庭から出る生ごみの減量・有効活用を促進するため、電気式生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器)の購入世帯に対し、購入費用の一部を補助します。
大型ごみの有料収集	住民サービスの負担公平性の確保とともに、不用品の再利用、譲渡による発生抑制を図るため、大型ごみの有料収集を行います。
市川市リサイクルプラザにおける不用品再使用の促進	ごみ問題全般に関する情報発信と家庭からの不用家具等の引き取り・展示販売・不用品の情報提供・フリーマーケットの開催などの事業を行います。
小中学生への副読本の配布	将来を担う子どもたちに、学校での授業を通してごみの減量とリサイクルの推進や地球環境保護を伝えるため、小学4年生に社会科副読本として「ごみ探偵団が行く!」、中学生に環境学習副読本として「じゅんかん型社会を3Rで実現しよう!」を配布します。
清掃施設見学会の実施	ごみ処理の実態を身近に体験してもらうため、年間を通して市川市クリーンセンター等の見学会を実施し、中間処理や最終処分状況を理解してもらい、分別の徹底と発生・排出抑制の普及啓発を行います。

(2) 事業系一般廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業のあらまし
ごみの減量・資源化の啓発・指導	事業所に対し、ごみの減量・資源化に取り組むよう指導すると共に収集運搬業者に対しても取引先事業者と協力・連携して資源化に取り組むよう指導します。 また、事業所に対しリサイクル施設などごみの減量・資源化に関する情報を提供します。
事業用大規模建築物所有者の啓発・指導	延べ床面積3,000㎡以上の特定建築物及び大規模小売店舗(1000㎡超)の所有者等に対して、廃棄物管理責任者の選任及び減量・資源化計画書の作成を義務づけ、事業用大規模建築物から排出されるごみの発生抑制と資源化について啓発・指導します。

9. 市民参加・情報公開プラン

主な事業名	事業のあらまし
市川市廃棄物減量等推進審議会の開催	一般廃棄物の減量・資源化や適正処理等に関する施策などを審議する廃棄物減量等推進審議会を4回開催し、「資源循環型都市」の実現に向けて、各方面からの幅広い視点による意見を求めていきます。 (審議会の委員構成：市議会議員、学識経験者、自治(町)会等の市民代表者、生産・販売関係者、廃棄物処理業者など15名)
じゅんかんプロジェクト(市川市循環型社会推進懇談会)の開催	循環型社会を作り上げていくためには、市民・事業者と行政が連携を図る必要があります。 市の施策の検討、具体化等について市民参加を呼びかけ、廃棄物問題等を協働で検討していくじゅんかんプロジェクト(市川市循環型社会推進懇談会)を6回開催します。
じゅんかんパートナー(市川市廃棄物減量等推進員制度)	資源循環型都市いちかわを目指した取組みの普及やごみ置き場(集積所)等の清潔保持のために地域リーダーの活動の役割として、じゅんかんパートナー(市川市廃棄物減量等推進員)350名による地域コミュニティでの循環型社会の形成を促進します
市川市じゅんかん白書の作成	循環型社会の実現に向けた取り組みや廃棄物処理、資源化の実績等を著した「平成20年度市川市じゅんかん白書」を作成し、いちかわじゅんかんプラン21の進捗状況を広く公表します。
環境清掃部清掃広報誌じゅんかんニュースの回覧	資源循環型のまち“いちかわ”を目指すための市の取り組みやごみ・リサイクル関連のホットニュースをまとめた、環境清掃部清掃広報誌「じゅんかんニュース」を年数回程度、自治(町)会経由で回覧します。
市川市広報(広報いちかわ)による情報提供	市民の3R意識の高揚や12分別収集によるごみ減量・資源化の促進を図るため、市川市清掃行政の取り組みや12分別の検証等について、年1回は特集を市川市広報(広報いちかわ)に掲載して、広く情報公開し市民等への情報提供を図ります。
ホームページの充実	平成18年度循環型社会推進懇談会(じゅんかんプロジェクト6)でホームページに関する提案を受けた内容をもとに引き続き、施策・情報等を幅広く市川市ホームページで提供するなど充実を図ります。
清掃行政協力者表彰の実施	資源回収活動及び地域清掃等により、ごみの減量・資源化や地域の環境美化に継続して貢献された自治(町)会、こども会、小学校PTA等の団体及び個人に対し、清掃行政への協力者として表彰します。

・生活排水処理実施計画

1. 計画区域

市川市全域

2. し尿・汚泥処理計画

(1) 収集運搬

区分	収集運搬主体	収集量 / 年	収集頻度	搬入先
し尿	市（委託）	4,200 kℓ	定期又は申し込みの都度	市川市衛生処理場
	許可業者	1,300 kℓ	申し込みの都度 （仮設トイレ等の収集）	
浄化槽汚泥	許可業者	61,500 kℓ	浄化槽清掃実施の都度	
収 集 量 合 計		67,000 kℓ		

(収集方法等)

公共下水道処理対象区域内では、し尿及び生活雑排水を公共下水道に排水する。

浄化槽を設置している者（浄化槽管理者）は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。保守点検は千葉県の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託し、清掃については市長が許可した浄化槽清掃業者により年1回以上（全ぱっ気方式の浄化槽については6ヶ月に1回以上）清掃をしなければならない。

浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を市長が許可した既存の収集運搬業者（別表2）に依頼し、市川市衛生処理場に搬入する。

し尿は、市長が委託した業者のバキューム車により定期的に収集する。なお、定期収集を超えて汲み取りを必要とする場合は、申し込み制により市長が委託した業者により収集し、市川市衛生処理場に搬入する。

仮設トイレ等の設置者は、仮設トイレ等のし尿を市長が許可した既存の収集運搬業者（別表2）に収集を依頼し、収集運搬業者はこれを市川市衛生処理場に搬入する。

(2) 中間処理・最終処分

区 分	中 間 処 理		最 終 処 分	
	処理主体	処理方法・処理量	処理主体	委託先・委託内容
し 尿 浄化槽汚泥	市(直営)	処理量 67,000kℓ /年 処理水：河川放流(二俣川) 余剰汚泥等：焼却	市(委託)	焼却残渣(300 t)の埋立 処分を専門業者に委託

3 . 処理施設の概要

施 設 名	市 川 市 衛 生 処 理 場
所 在 地	市 川 市 二 俣 新 町 15 番 地
処理方式	主処理：膜分離高負荷脱窒素処理 高度処理：凝集膜分離 + 活性炭吸着
処理能力	2 4 2 k ℓ / 日
汚泥処理	汚泥脱水機(遠心分離式) + 焼却炉(流動床式)

4 . 一般廃棄物の排出抑制

(1) 高度処理型合併処理浄化槽の設置費補助(5 ～ 10人槽)

下水道の整備が当分の間(7年以上)見込まれない地域において、公共用水域の水質浄化及び一般廃棄物の排出抑制に効果のある高度処理型合併処理浄化槽を普及するため、窒素やリン酸を除去する高度処理浄化槽の設置費(単独処理浄化槽から高度処理型浄化槽への転換上乘せ補助を含む)の一部を補助します(平成20年度設置見込数：130基)。

(2) 普及啓発

浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査)及び高度処理型合併処理浄化槽の設置費補助事業について、広報やパンフレット等による啓発を行ないます。

(別 表 1) 一 般 廃 棄 物 収 集 ・ 運 搬 許 可 業 者 一 覧 (ご み)

【ごみ】

No	会 社 名	所 在 地	引越し ごみ等	事業系 一般 廃棄物
1	(有)市川企業	南大野 1 - 9 - 2 6	—	○
2	(株)石井興業所	曽谷 3 - 7 - 2	—	○
3	(有)昭和	稲越町 1 7 0 - 1	○	○
4	(株)光伸清運	曽谷 6 - 3 0 - 2	○	○
5	大市産業(株)	大野町 3 - 1 6 9 6	○	○
6	(株)市川環境エンジニアリング	田尻 2 - 1 1 - 2 5	○	○
7	(有)中塚クリーンセンター	須和田 1 - 1 2 - 2 5	○	○
8	(有)京昇産業	柏井町 1 - 1 2 6 3 - 2	○	○
9	(有)田島清掃	妙典 1 - 9 - 1 2	○	○
10	(株)国分運輸	大野町 1 - 5 6 - 3	○	○
11	(有)三穂興業	大野町 2 - 5 9 5 - 4	○	○
12	(有)白井興業	稲越町 3 4 - 2	○	○
13	(株)クリーンタグチ	入船 6 - 2 4	○	○
14	(株)マツカゼ	曽谷 1 - 3 1 - 2 4	○	○
15	(有)三橋サービス	大野町 4 - 2 8 4 6	○	○
16	(有)藤城清掃サービス	国分 2 - 7 - 6	○	○
17	(有)伸興環境	須和田 1 - 2 3 - 1 0	○	○
18	千葉建設(株)	押切 2 0 - 3	○	○
19	(株)大進工業	鬼越 2 - 5 - 4	○	○
20	第一優美(有)	大和田 5 - 1 5 - 1 7	○	○
21	(有)及川建材興業	大野町 2 - 7 7 3 - 2	○	○
22	千葉ロードサービス(株)	南八幡 3 - 7 - 3	○	○
23	(株)曽谷造園土木	曽谷 3 - 9 - 5	○	○
24	立建建設(株)	大野町 2 - 1 8 4 9	○	○
25	日本サービス(株)	松戸市主水新田 4 7 6 - 1 0	○	○
26	(株)建総	原木 3 - 1 8 - 9	○	○
27	(株)東日本環境アクセス	東京都台東区東上野 3 - 4 - 1 2	事業所限定	
28	共同産業(株)	船橋市北本町 2 - 4 1 - 2	事業所限定	
29	(有)鈴木商店	鎌ヶ谷市初富 1 6 0 - 5 1	事業所限定	
30	京葉ロードメンテナンス(株)	東京都中央区日本橋人形町 2 - 4 - 9	高速道路施設限定	
31	(有)市川胞衣社	若宮 3 - 3 0 - 1 3	胞衣等限定	
32	(株)丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3 - 3 - 4 0	食品残渣限定	
33	千葉興産(株)	千葉市美浜区新港 2 4 9 - 7	食品残渣限定	
34	(財)市川市清掃公社	二俣新町 1 3 - 1	市事業限定	

(別 表 2) 一 般 廃 棄 物 収 集 ・ 運 搬 許 可 業 者 一 覧 (浄化槽汚泥・し尿)

【浄化槽汚泥】

No	会 社 名	所 在 地
1	(財)市川市清掃公社	二俣新町 1 3 - 1
2	(株)矢切衛生社	松戸市下矢切 7 0 6
3	(株)市川環境エンジニアリング	田尻 2 - 1 1 - 2 5
4	(株)都市整美センター	東京都墨田区両国 4 - 1 9 - 2
5	(株)エイケン	船橋市米ヶ崎 7 2 9
6	京葉管理事業(株)	柏市つくしが丘 1 - 1 4 - 8
7	(株)建総	原木 3 - 1 8 - 9
8	(株)市川衛生管理センター	曽谷 6 - 3 0 - 2

【し尿】

No	会 社 名	所 在 地
1	(財)市川市清掃公社	二俣新町 1 3 - 1

(別 表 3)

市川市クリーンセンター受入基準

1. 市川市クリーンセンターにおいて受入する廃棄物は次のとおりとする。

区 分	廃棄物の種別	条 件
一 般 家 庭 系 廃 棄 物	燃やすごみ (生ごみ、紙くず、木くず、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の対象外のプラスチック類など)	(1)搬入しようとする廃棄物が市内で発生したものであること。 (2)搬入しようとする廃棄物を処理施設に支障が生じない形状にすること。 (3)搬入しようとする廃棄物を爆発、火災等の危険がないようにすること。 (4)資源物は、出来るだけ資源化し、搬入量を減らすこと。
	燃やさないごみ (金属類、ガラス類、陶磁器類)	
	大型ごみ (寝具、家具、自転車、じゅうたんなど)	
	有害ごみ (乾電池、蛍光灯、水銀体温計)	
一 般 事 業 系 廃 棄 物	生ごみ、紙くず、木くず、繊維くずなど	
一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物()		

() 廃棄物の区分のうち一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物とは、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲において、一般廃棄物と混合処理ができる産業廃棄物、その他市が処理することが必要であると認める産業廃棄物で次のいずれかのものをいう。

(1) 中小規模の事業者から排出される産業廃棄物で、産業廃棄物として中小事業者の個別処理に委ねると著しく廃棄物処理負担が大きいと判断される少量の産業廃棄物。ただし、事業所本来の目的である事業活動から排出されたものは、少量でも不可。

(例；製造、加工ライン等から排出されたもの等)

(2) 事業所の事業活動から排出される産業廃棄物のうち、日常の家庭消費生活と同様な活動によって排出された産業廃棄物。(例；事業所の従業員等が飲食等により排出された弁当プラ容器、菓子袋、ペットボトル等)

2. 市川市クリーンセンターにおいて受入できない 廃棄物は次のとおりとする。

(1) 個別リサイクル法等によりメーカー等により回収される廃棄物。

	廃 棄 物 の 種 類
1	特定家庭用機器再商品化法施行令第1条各号に掲げる機械器具(エアコン・テレビ(ブラウン管式)・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気洗濯機)
2	使用済みパソコン(デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・CRTディスプレイノード型パソコン・液晶ディスプレイノード型パソコンを含む。)
3	廃自動二輪車(原動機付き自転車を含む。)

(2) 市川市クリーンセンターにおいて処理が困難な廃棄物。

	廃 棄 物 の 種 類
1	自動車解体部品(ドア・バッテリー・タイヤ・ホイール、バッテリー等)
2	危険性のあるもの(灯油、ガソリン、オイル、花火、火薬類等)
3	消火器
4	ピアノ、耐火金庫(手提げ金庫を除く)
5	プロパンガスボンベ(カセット式ボンベを除く)
6	感染性のあるもの
7	有害性物質を含むもの(薬品、農薬、殺虫剤、ニカド電池等)
8	著しく悪臭を発するもの(糞尿、汚物等)
9	液状のもの(廃油、ペンキ等)
10	粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのあるもの
11	その他、処理が著しく困難なものと認められるもの及び処理施設の機能に支障が生ずるものと認められるもの。